

## 2020 年度 (2021 年 3 月 31 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>現金及び預貯金</b>	<b>248,955</b>	<b>保険契約準備金</b>	<b>327,687</b>
預貯金	248,955	支払準備金	1,956
<b>有価証券</b>	<b>62,872</b>	責任準備金	325,731
社債	52,007	<b>再保険借</b>	<b>399</b>
株式	1,249	<b>その他の負債</b>	<b>5,393</b>
外国証券	9,616	未払法人税等	8
<b>貸付金</b>	<b>1,313</b>	未払金	1,323
保険約款貸付	1,313	未払費用	3,997
<b>有形固定資産</b>	<b>235</b>	預り金	0
建物	96	仮受金	62
その他の有形固定資産	139	<b>価格変動準備金</b>	<b>7</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,313</b>	<b>繰延税金負債</b>	<b>66</b>
ソフトウェア	4,307	<b>負債の部合計</b>	<b>333,554</b>
その他の無形固定資産	5	<b>(純資産の部)</b>	
<b>再保険貸</b>	<b>25,995</b>	<b>資本金</b>	<b>47,599</b>
<b>その他の資産</b>	<b>9,163</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>39,599</b>
未収金	7,080	資本準備金	39,599
前払費用	1,500	<b>利益剰余金</b>	<b>△68,081</b>
未収収益	94	その他利益剰余金	△68,081
預託金	199	繰越利益剰余金	△68,081
仮払金	6	<b>株主資本合計</b>	<b>19,117</b>
その他の資産	282	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>170</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△7</b>	<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>170</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>352,842</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>19,287</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>352,842</b>

(貸借対照表の注記)

- 1 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについて、取得差額が金利調整差額と認められる公社債については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 2 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりであります。
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法(ただし、建物については定額法)によっております。
  - ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

③ 無形固定資産（リース資産を除く。）  
定額法によっております。なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づき定額法によっております。

3 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」、「同基準書」、「償却及び引当金計上規程」および「同基準書」に基づき、次のとおり計上しております。

個別債権ごとに査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。

4 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。

5 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6 責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条の規定に基づき算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

7 当社は、適正な収益管理とリスク管理を実施し、資産運用における事業の健全性維持という観点から、リスク管理の強化に努め、投資環境と運用の多様化に即応した効率的な運用を目指すことを基本方針としております。この方針に基づき、安全性・換金性（流動性）に留意し、運用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスク管理については、代表的な計測手法であるバリュエーション・アット・リスク（VaR）手法を用いて市場リスク量を計測し、管理を行っております。また、信用リスクについては、個別の投資先について定期的に信用状況を調査し、管理を行っております。

主な金融資産に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	248,955	248,955	—
(2) 有価証券	62,872	62,616	△256
満期保有目的の債券	61,525	61,268	△256
その他有価証券	1,347	1,347	—
(3) 貸付金	1,313	1,313	—
保険約款貸付	1,313	1,313	—

(1) 現金及び預貯金

時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

3 月末日の市場価格等によっております。

(3) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と

近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

- 8 貸付金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は、該当ありません。
- 9 有形固定資産の減価償却累計額は407百万円であります。
- 10 関係会社に対する金銭債権の総額は3百万円であります。
- 11 繰延税金資産の総額は、17,028百万円、繰延税金負債の総額は、66百万円であります。繰延税金資産は全額評価性引当額として控除しております。  
繰延税金資産の発生の主な原因は、保険契約準備金750百万円、減価償却超過額520百万円、繰越欠損金15,602百万円であります。  
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は15,602百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金額は1,425百万円であります。  
繰延税金負債の発生は、その他有価証券の評価差額によるものであります。  
繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、当期純損失の計上によるものであります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	2,166	13,436	15,602
評価性引当額	—	△2,166	△13,436	△15,602
繰延税金資産	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当年度の法人税等の負担率は△0.06%であり、法定実効税率28.00%との差異の主な内訳は、評価性引当額△25.90%であります。

- 12 1株当たりの純資産額は、4,647円80銭であります。
- 13 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当事業年度末残高は2,213百万円であります。
- 14 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は335百万円であります。  
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
- 15 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2020年度

2020年 4月 1日から

2021年 3月 31日まで

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>経常収入</b>	<b>159,808</b>
<b>保険料等収入</b>	<b>159,538</b>
保再保険収入	141,119
資産運用収入	18,418
<b>利息及び配当金等収入</b>	<b>265</b>
有価証券利息・配当	265
貸付金利息	246
<b>その他の経常収入</b>	<b>5</b>
その他の経常収入	5
<b>経常費用</b>	<b>173,945</b>
<b>保険金等支払</b>	<b>53,336</b>
保年給解その再	1,878
約の他返戻	46
の他返戻	4,573
の他返戻	13,298
の他返戻	2,390
の他返戻	31,148
<b>責任準備金等繰入</b>	<b>91,613</b>
支責任準備金繰入	452
<b>資産運用費用</b>	<b>91,160</b>
支貸その	13
倒引当金繰入	9
の他の運用費用	3
<b>事業の他の経常費用</b>	<b>27,839</b>
税減その	1,142
の他の償却費用	599
の他の償却費用	541
の他の償却費用	0
<b>経常利益（△は経常損失）</b>	<b>△14,136</b>
<b>特別利益</b>	<b>—</b>
<b>固定資産等処分</b>	<b>—</b>
<b>特別損失</b>	<b>1</b>
<b>固定資産等処分</b>	<b>0</b>
<b>価格変動準備金繰入</b>	<b>1</b>
<b>税引前当期純利益（△は税引前当期純損失）</b>	<b>△14,138</b>
<b>法人税及び住民税</b>	<b>8</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>8</b>
<b>当期純利益（△は当期純損失）</b>	<b>△14,147</b>

(損益計算書の注記)

1 保険料等収入および保険金等支払金の計上基準は、次のとおりであります。

(1) 保険料

保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に繰り入れております。

(2) 再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時点において再保険収入に計上しております。

また修正共同保険式再保険のうち一部の現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

(3) 保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる保険金等について、支払備金を繰り入れております。

(4) 再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日）を適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

2 関係会社との取引による、費用の総額は56百万円であります。

3 1株当たりの当期純損失の金額は3,534円44銭であります。

4 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額2,235百万円を含んでおります。

5 再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額22百万円を含んでおります。

6 関連当事者との取引に関する事項は以下のとおりであります。

(百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	第一生命ホールディングス株式会社	被所有 直接100%	第一生命グループ持株会社役員 の兼任等	増資の引受 (注1)	30,000	—	—

(注1) 当社の行った第三者割当増資を、第一生命ホールディングス株式会社が1株につき40千円で引き受けたものであります。

7 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。